

# ○ 行政執行法人の労働関係に関する法律

平成二十七年 一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二六・六・二）法六七 本則  
一〇〇四条（平成二七・四・一施行）

## 題名

### 特定独立行政法人の労働関係に関する法律

#### ■第一条（目的及関係者の義務）

第一条① この法律は、特定独立行政法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るように関交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

② 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。

#### ■第二条（定義）

##### 第一条（定義）

一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する特定独立行政法人をいう。

##### 二 職員 特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

#### ■第三条（第一項）

① 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第五十五条第二項第八号、第七号第一号ただし書、第七号、第十八条、第二十四条、第二十七条及び第二項、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十一条並びに第三十一条の規定を除くことと定めることによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七條第一号中「使用

者」が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替へるものとする。

#### ■第四条（第四項）

④ 特定独立行政法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

#### ■第七条

##### （組員のための職員の行為の制限）

第七条① 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

② 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

##### ③-⑤ 略

#### ■第八条（団体交渉の範囲）

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。（一四略）

#### ■第九条

##### （交渉委員等）

第九条 特定独立行政法人と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

#### ■第一〇条

第一〇条① 特定独立行政法人を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

② 特定独立行政法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

#### ■第十二条（第一項）

① 特定独立行政法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

#### ■第十七条

##### （争議行為の禁止）

第十七条① 職員及び組合は、特定独立行政法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。特定独立行政法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

#### ■第三七条（第三項）

③ 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読替された労働組合法第七号号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

#### 附則

##### （第三項）

③ 第七条の規定の適用については、特定独立行政法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて特定独立行政法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。